

2004年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験Ⅱ

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、「民法」、「商法」、「民事訴訟法」各1枚、計3枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、「民法」2枚1組、「商法」2枚1組、「民事訴訟法」2枚1組の計6枚である。解答用紙の左上にそれぞれ「民法」、「商法」、「民事訴訟法」と記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。対応しない解答用紙を使用した場合は、採点されない。解答は2枚1組の1枚目から記入し始める。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。すべての解答用紙に受験番号を正確・明瞭に記入すること。組になっている2枚目の解答用紙にも忘れずに記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
7. 試験開始後、30分以内は退出できない。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2004年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 [法律科目試験Ⅱ]  
(民 法)

---

次の設例を読み、後の問い合わせ(1)(2)のそれぞれに答えよ。

**【設例】**

Aは、Bとの間で、A所有の不動産（以下、「本件不動産」という）を代金1,000万円でBに売り渡す旨の契約を締結し、契約書の中に以下の合意条項を書き入れていた。

「本件不動産の所有権は、Bが代金全額を支払った時に移転するものとする。Aは、代金の完済と同時に本件不動産の所有権移転登記手続に必要な書類をBに交付し、かつ本件不動産をBに引き渡す。」

その後、Bは、Cとの間で、本件不動産を代金1,200万円で売り渡す旨の契約を締結し、「Bは、Cが代金全額を支払うのと引換えに所有権移転登記手続に必要な書類をCに交付し、かつ本件不動産をCに引き渡す」旨を約した。

Cは、契約締結時に約定代金の内金500万円を支払ったが、Bは、この受領金の全額を自己の債権者Dに対する債務の弁済にあててしまったので、BからAへの代金支払は全くなされずにいる。

**【問い合わせ】**

(1) 上記の【設例】において、Cが本件不動産の所有権を取得し、かつ所有権移転登記を得るためにには、Cは誰に対してどのような請求をし、ないしはどのような法的手段をとることができるか。

また、Cが本件不動産の所有権を取得することを断念し、すでにBに支払った500万円の返還を求め、ないしは、被った損害の賠償を求めるためには、誰に対してどのような請求をし、ないしはどのような法的手段をとることができるか。

(2) 上記の【設例】におけるBからCへの本件不動産の売却が、Aからの依頼に基づき、そのためにBがAから交付されていた委任状その他、登記に必要な書類をBがCに示して行われた場合には、A・B・C間の法律関係および、Cのなしうる請求なしし、とることのできる法的手段は、上記の【設例】の場合と対比して、どのように異なるか。

2004年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題〔法律科目試験Ⅱ〕  
(商 法)

---

株式会社クラマ（以下、「クラマ社」という）は、美術工芸品のネット販売を事業目的として、1993年に設立された。クラマ社の本店所在地は京都市、資本金は3億円、前決算期現在の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額は24億円である。クラマ社の取締役は、上京太郎、左京次郎、右京三郎、中京四郎、下京五郎の5名であり、うち上京は代表取締役である。監査役は東山六郎1名である。

2003年12月5日、クラマ社は次の約束手形（以下、「本件手形」という）を振出した。金額1,000万円、支払期日2004年3月4日、受取人左京次郎、支払地および振出地京都市。振出人欄には「株式会社クラマ代表取締役社長上京太郎」とあり、社長印が押捺されている。

2003年11月20日、クラマ社は、同年12月4日を会日とする取締役会の招集通知を、取締役と監査役に発送したが、そこに議題は記載されていなかった。また、この通知は中京と下京の2名に発送されなかった。これら両名は遠隔地に居住しており、平素から、本職が多忙のため、クラマ社のことはよろしく頼むと他の取締役らにいっていたからである。

12月4日の取締役会には、上京、左京、右京の3取締役、および監査役東山が出席した。上京から本件手形の振出しについて諮り、出席取締役全員の賛成によって、これを承認することを決議した。

以上の事実をもとにし、次の問い合わせにそれぞれ答えよ。

〔注意：解答については、理由の説明を重視する。〕

(1) 12月4日のクラマ社取締役会決議は有効か。

(2) 本件手形は左京が所持している。クラマ社は本件手形を取り戻すことができるか。

2004年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題〔法律科目試験Ⅱ〕  
(民事訴訟法)

---

甲は、平成7年10月1日に乙に金1000万円を貸与し、この貸金債権を担保するため、同日、乙所有の不動産上に抵当権の設定を受けた。この債権の弁済期が過ぎた後に、乙は、上記貸金債務はすでに全額弁済したと主張して、上記抵当権の設定登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。

- (1) この訴訟において、甲は、未だ900万円しか支払いを受けておらず、100万円の残債務があると主張した。この甲の主張は、否認か、抗弁か。
- (2) 裁判所が審理したところ、甲の主張するように、乙は900万円を支払つただけで、未だ100万円の債務が残っているということが分かった場合、裁判所は、どのような判決をなすべきか。
- (3) 証拠調べの結果、残債務額は100万円ではなく、200万円であると、裁判所が判断する場合、裁判所は、どのような措置を取るべきか。また、どのような判決をなすべきか。